社会福祉法人　野田福祉会

指定介護予防認知症対応型共同生活介護

運営規定

（事業の目的）

1. 社会福祉法人　野田福祉会（以下「本会」という）が設置するグループホーム「ハーモニー美木多」（以下「本事業所」という）において実施する介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「本事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び計画作成担当者、介護職員（以下「従業者」という）が、認知症を伴う要介護状態の利用者に対して適切な本事業を提供する目的とする

（運営の方針）

第２条　本事業所が実施する事業は認知症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で心身の特性をふまえ、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう食事、入浴、排泄等の日常生活の場面においての介助や機能回復訓練等の介護、その他必要な援助を行うものである。また、利用者の意思、および人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする

　　２　本事業に当たっては所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス事業者、保健医療サービスを提供するものとの連携に努めるものとする

　　３　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

　　４　事業所は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するに際しては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

　　５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援業者へ情報の提供を行う。

６　前６項の他「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年４月１日施行）」に定める内容を尊守し事業を実施するものとする

（事業所の名称等）

第３条　本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする

　　⓵　名称　　　ハーモニー美木多

　　⓶　所在地　　大阪府堺市南区美木多上５５番地１１

（従業者の職種、人員数及び職務内容）

第４条　本事業所における従業者の職種、人員数、職務内容については次のとおりとする

　　⓵　管理者：１名

　　　　管理者は従業者及び業務の実施状態の把握、その他業務の管理を一元的に行う

　　　　とともに、法令等において規定されている本事業の実施に関し本事業所の従業者に対し尊守すべき事項についての指揮命令を行う

　　⓶　計画作成担当者：１名

　　　　計画作成担当者は適切なサービスが提供される要介護計画を作成するとともに連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連携や調整に努める

　　③　介護職員：２２名

　　　　介護職員は利用者に対し必要な介助、支援をおこなう

　　　　＊尚、介護職員は人数の変動があるものとする

（本事業所の利用定員）

第５条　本事業所の利用定員は１８名とする

　　　　内訳　ユニット１：９名　　　ユニット２：９名

（本事業の内容）

第６条　本事業所で行う本事業の内容は次のとおりとする

　　⓵　入浴、排泄、食事、更衣等の介助

　　⓶　日常生活上の支援

　　③　日常生活の中での機能訓練

　　④　相談・援助

　　⑤　レクリエーション活動

　　⑥　医師、看護師による診察や健康管理

　　⑦　介護予防計画の作成と実施・評価

（介護予防計画の作成）

第７条　計画作成担当者は本事業の提供開始時に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて援助の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容を記載した本事業の介護予防計画を作成する

　　２　計画作成担当者はそれぞれの利用者に応じて作成した介護予防計画について、利用者及び家族にその内容について説明し同意を得るものとする

　　３　本事業の計画作成にいたっては利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防計画の変更を行うものとする

（利用料）

第８条　本事業を提供した場合の利用料の額は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年３月１４日厚生省告示第１２６号）によるものとし、本事業の法定代理受領サービスであるときはその１割もしくは２割、３割の支払いを受けるものとする

1. 入居一時金として150,000円/月徴収し退去時リフォーム費用を除き返金する

　　⓶　共益費については15,300円/月徴収する。生活保護受給者は15,000円/月とする

1. 家賃については45,000円/月を徴収する。生活保護受給者は38,000円/月とする
2. 食費については1,660円/月徴収する。生活保護受給者は1,400円/月とする
3. 水道光熱費については600/日徴収する。生活保護受給者350円/日とする
4. その他日常生活で通常必要となるものに係る費用については利用者負担とする
5. 月の途中に入退所した場合及び入院期間は家賃、共益費に関しては全額徴収、食費、光熱費は日割り計算とする
6. 前１～6項の利用料の支払いを受けた時には利用者または家族に対し利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する
7. 本事業の提供に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用に関し事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。
8. 法定代理受領者サービスに当該しない本事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（入退所に当たっての留意事項）

第９条 本事業の対象者は要介護者であって認知症の状態にある者で、小人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに当該する者は対象から除かれる。

1. 認知症状に伴う著しい精神症状を伴う者。
2. 認知症状に伴う著しい行動異常を伴う者。

③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者。

２　入所申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が

 　認知症の状態にあることの確認を行う。

 ３　入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要な

 サービスの提供が困難であると認めた場合は他の適切な施設、医療機関を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じる

　　４　利用者の退居に際しては利用者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密着な連携に努める

（衛生管理者等）

第１０条　本事業を提供する施設、設備及び備品または飲用に提供する水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする

　　２　本事業所において食中毒及び感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。またこれらを予防するための措置に等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに密着した連携を保つものとする

　　３　事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね１月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

　　４　事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の指針を整備する。

　　５　事業所において、従業者に対し感染症の予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練を定期的に実施する。

　　６　労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、本事業所の従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに年1回以上の健康診断を受診させるものとする

（緊急時等における対応方法）

第１１条　本事業の従業者は、本事業を提供している時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた際は速やかに主治医、また本事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合には救急搬送等の必要な措置を講じるものとする

　　　２　利用者に対する本事業の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。利用者に対する本事業提供により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする

（非常災害対策）

第１２条　非常災害に備えて消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し防火管理者又は責任者を定め年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制については定期的に確認を行うものとする

（苦情処理）

第１３条　本事業所はその提供した本事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置する

　　　２　本事業所はその提供した本事業に関し保険者が行う文章等の提出もしくは提示を求め、また保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導または助言を受けた場合にはその指導、助言に従って必要な改善を行う

　　　３　本事業所は、その提供した本事業に関する国民健康保険連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険連合会からの指導または助言を受けた場合にはその指導、助言に従って必要な改善を行う

（情報公開）

第１４条　本事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定居サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成１１年９月１７日老企第２５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知、以下「省令基準通知」という。）第１２の４の（１２）に基づき、グループホーム「ハーモニー美木多」において公開する。

1. インターネット上に開設する本事業所のホームページ
2. 法人が発行する通信等

　　　　　前項に定める内容は、省令基準通知により定める事項及び本事業所が提供する介護予防認知症対応型共同生活介護の利用及び利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別し得る情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

（秘密保持等）

第１５条　従業者は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する

　　　２　本事業所は従業者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする

（身体拘束に対する事項）

第１６条　本事業所では本事業にあたり、当該利用者または他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。そのため、本事業所内にも指針等を整備し身体拘束廃止委員会等を設置するとともに従業者への研修を定期的に実施する。仮に緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は利用者、家族に説明した上で同意を取り、必要な記録などを整備し記録を残す。またケース検討会議などで代替えの方法がないか検討することとする。

（虐待防止に関する事項）

第１７条　本事業所では利用者の人権の擁護・虐待防止のために次の措置を講ずる

１　虐待防止の為の対策を検討する委員会の設置を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

２　虐待を防止のための指針の整備。

３　虐待を防止するための定期的な研修の実施。

４　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

５　その他虐待防止のために必要な措置

６　前５号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置。

本事業所では本事業中に従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した際には速やかにこれを市町村に報告するものとする

（業務継続計画の策定等）

第１８条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

　　　２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

　　　３　事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

　（その他運営に関する留意事項）

第１９条　本事業所は従業者の資質向上のため研修の機会を設ける

２　事業所は、すべての介護従事者に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講じるものとする。

５　本事業所は本事業に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする

　　　６　事業所は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

７　この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は本会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

この規程は、平成２７年１月２９日から施行する

この規程は、平成２７年３月１日から施行する

この規程は、平成２９年１月１日から施行する

この規程は、平成２９年４月１日から施行する

この規程は、令和元年１０月１日から施行する

この規程は、令和３年４月1日から施行する

この規程は、令和5年4月1日から施行する